



福岡医発第 1669 号 (地)

平成 27 年 9 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 15)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 26 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について (その 15)」が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ中、「平成 26 年度診療報酬改定について」に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(保 90)

平成 27 年 9 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 15）」の送付について

平成 26 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 26 年 3 月 14 日付日医
発第 1221 号（保 279）「平成 26 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付につ
いて」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 26 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解
釈資料の送付について（その 15）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

【添付資料】

- ・疑義解釈資料の送付について（その 15）

（平 27.9.3 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成27年 9 月 3 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 1 5）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【処置】

（問１）J003局所陰圧閉鎖処置（入院）（１日につき）は、「特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる」こととされているが、局所陰圧閉鎖処置用材料を算定した日しか当該処置料は算定できないのか。

（答）過去に局所陰圧閉鎖処置用材料を算定していて、引き続き当該材料を使用して治療を行っている場合には、当該材料を算定した日以外の日であっても、１日につき１回、当該処置料を算定できる。

【手術】

（問２）「ザイヤフレックス注射用」について、拘縮索への注射に加え伸展処置を行うことがあるが、注射と伸展処置とを併せた技術料についてはどのように算定できるのか。

（答）当該薬剤の１回の投与（同一日に複数ヵ所に注射を行った場合を含む）及び伸展処置に係る一連の手技として、G000皮内、皮下及び筋肉内注射（１回につき）ではなく、K075非観血的関節授動術の「３」肩鎖、指（手、足）を算定できる。

【小児補助人工心臓】

（問３）「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（平成27年７月31日付け保医発0731第２号）に「心房脱血用カニューレは右心補助について１個を限度として算定する。」と記載があるが、左心補助に際して、左房脱血を目的として心房脱血用カニューレを使用する場合も想定しうる。添付文書上も制限がなく取扱説明書にも左房脱血についての記載があるが、この場合、心房脱血用カニューレは算定できないのか。

（答）左心補助に際し、左室脱血の代替手段として左房脱血を行う場合は、右心補助に準じて心房脱血用カニューレを算定しても差し支えない。ただし、この場合、心尖部脱血用カニューレを同時に算定することはできないことに留意されたい。

（問４）「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（平成27年７月31日付け保医発0731第２号）に「当該材料を、前回算定日を起算日として３ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」と記載があるが、これは前回算定日から３ヶ月以内は算定ができないということか。

（答） 前回算定日を起算日として３ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、その理由が医学的に妥当であれば算定できる。